

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

令和8年9月24日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和8年台風第25号に伴う災害により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。
担当窓口：0120-953-827
受付時間：月～金午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

事故受付：0120-936-058 (AI電話事故受付)
受付時間：24時間365日対応
今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
千葉県	9月20日	銚子市（ちょうし）、木更津市（きさらづし）、野田市（のだし）、成田市（なりたし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、流山市（ながれやまし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、富津市（ふつつし）、袖ヶ浦市（そでがうらし）、南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、香取市（かとりし）、いすみ市（いすみし）、栄町（さかえまち）、神崎町（こうざきまち）、横芝光町（よこしばひかりまち）、睦沢町（むつざわまち）、長生村（ちょうせいむら）、長南町（ちょうなんまち）、大多喜町（おおたきまち）、御宿町（おんじゆくまち）、鋸南町（きよなんまち）
東京都	9月21日	大島町（おおしままち）

以上